

令和5年10月1日以降のコロナ公費・特例点数 関連Q & A

■以下、問1～問5は、「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和5年9月15日）（厚労省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001146969.pdf>

のP21、22より引用

問1 B000の2に規定する「許可病床数が100床未満の病院の場合」の点数（147点）又はA000の注2に規定する夜間・早朝等加算の点数（50点）を算定する場合に必要な感染予防策とは具体的にどのようなものを想定されているか。

（答）「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第10.0版」及び一般社団法人日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第5版」等に示す内容に沿って、院内感染防止等に留意した対応を行うこと。

問2 別添1の各項において、「B000の2に規定する「許可病床数が100床未満の病院の場合」の点数（147点）を算定できる」とあるが、当該特例については、診療所又は許可病床数が100床以上の病院においても算定可能か。

（答）可能。

問3 新型コロナウイルス感染症患者について、入院調整を行った上で、入院先の医療機関に対し診療情報を示す文書を添えて患者の紹介を行い、診療情報提供料（I）を算定する場合、B009の注17に規定する療養情報提供加算の100分の200に相当する点数（100点）を算定できるとされているが、当該医療機関が入院調整を行わず、各都道府県・保健所設置市・特別区、医療関係団体、他医療機関、あるいは外部業者等が入院調整を実施した場合に算定は可能か。

（答）不可。

問4 別添1の9に示すB009の注17に規定する療養情報提供加算の100分の200に相当する点数（100点）について、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる疑義解釈資料の送付について」（令和5年4月17日厚生労働省医療課事務連絡）問6において、「当該医療機関が入院調整を行わず、各都道府県・保健所設置市・特別区、医療関係団体、他医療機関、あるいは外部業者等が入院調整を実施した場合は算定できない旨示されたが、当該医療機関が、各都道府県・保健所設置市・特別区、医療関係団体、他医療機関、あるいは外部業者等に入院調整業務を依頼した場合は算定できないのか。

（答）そのとおり。ただし、都道府県や保健所等から受入れ可能な医療機関等について情報

提供を受けることは入院調整業務の依頼にはあたらない。

問5 令和5年10月1日から新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬の臨時的な取扱いが変更されるが、令和5年9月30日以前より入院している患者における令和5年10月1日以降の特例の算定について、どのように考えればよいか。

(答) 令和5年10月1日以降は、当該患者の入院日にかかわらず、変更後の特例に基づいて算定すること。

■以下、全国保険医団体連合会から厚労省に照会した事項

(問1) 来年の診療報酬改定は2024年6月1日から施行されることとなっている。2023年9月15日付事務連絡「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」は次の改定までの取扱いなので、期限が明記されている特例以外は2024年5月31日診療分までの特例として理解してよいか。

(答) ご見解の通り。(2023/09/25 保険局医療課)

(問2) 2023年9月15日付事務連絡「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえた施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」の5頁の2の(2)の①のイに「1割以上の一時的な変動があった場合及び暦月で1か月を超える1割以内の一時的な変動があった場合」とあるが、及び以降の「暦月で1か月を超える1割以内の一時的な変動」が問題となるのは許可病床100床以上の病院なので、実質的にこれが問題になるのは100床以上の病院と理解してよいか。

(答) 100床未満の病院は「及び」より前の要件だけの特例になる。(2023/09/25 保険局医療課)

※従って、100床未満の病院は「1割以上の一時的な変動があった場合」が特例の対象となります。

■以下、福島県保険医協会に寄せられている照会より掲載

【「特定疾患療養管理料（100床未満の病院）（特例）（10月以降）」（147点）】

(問1) 「院内トリアージ実施料（特例）」（300点）が「特定疾患療養管理料（100床未満の病院）（特例）（10月以降）」（147点）に変更されたが、算定要件に変更はあるか。

(答) 算定要件に変更はない。10月以降も以下①～④を全て満たした場合、都度、算定できる。

なお、下記②～③を満たす医療機関は「夜間・早朝等加算（特例）（10月以降）」（50点）を算定できる。

- ① 外来対応医療機関（受け入れ患者を限定しない）として、福島県ホームページに公表している医療機関である。
- ② 傷病名が「COVID-19（疑い含む）」の患者である。
- ③ 当該患者に外来診療（対面診療）を行う。
- ④ 当該患者にコロナ診療の手引等をもとに、感染防止策を講じて診療を行う。

（問2）「特定疾患療養管理料（100床未満の病院）（特例）（10月以降）」147点は、

- ① 特定疾患（主）の患者にのみ算定できるのか。
- ② 点数名称に「100床未満の病院」とあるが、診療所や100床以上の病院であっても算定できるか。
- ③ 小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料等を算定する場合であっても算定できるか。

（答）

- ① そうではない。当該点数は、医科点数表に規定する、「特定疾患（主）に対する指導管理を行った場合の『特定疾患療養管理料』とは異なり、上記「問1」の算定要件①～④を全て満たせば算定できる。
- ② その通り。上記「問1」の算定要件①～④を全て満たせば算定できる。
- ③ その通り。上記「問1」の算定要件①～④を全て満たせば算定できる。

【COVID-19（確定病名）患者に療養上の指導を行った場合の点数】

（問）9月末までは、外来診療にてCOVID-19（確定病名）患者に療養上の指導を行い、指導内容の要点をカルテに記載した場合、「特定疾患療養管理料（100床未満・療養指導）（特例）」（147点）を算定できたが、10月以降、この点数の代わりとなる点数はあるのか。

（答）ない。当該点数は9月末にて終了となったため、10月以降、この点数と代わりとなる点数はない。

【10月1日以降の特例点数の期限】

（問）来年の診療報酬改定の施行日は2024年6月1日となっている。2023年9月15日付事務連絡「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」は次の改定までの取扱いなので、期限が明記されている特例以外は2024年5月31日診療分までの特例として理解してよいか。

（答）ご見解の通り。（2023/09/25 厚労省保険局医療課 回答）

【コロナ検査実施料・判断料が包括されない取扱い】

（問）「小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料等を算定する場合であってもコロナの

検査実施料とそれに伴う検査判断料は包括されない」取扱いは、10月以降も継続されるか。

（答） その通り。継続される。